

指定居宅介護支援事業の目的・内容及び利用料その他の費用説明揭示事項

<事業所番号：0770900017 福島県>

事業の目的

契約者やその家族からの相談により、心身の状況等を踏まえながら必要な居宅サービス計画書を作成し、可能な限りその居宅において能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援を行います。 また、適切な福祉サービスが利用できるよう市及び居宅サービス事業所等との連絡調整を行います。

事業の方針

- (1) 契約者の心身の状況等と希望を踏まえ、在宅生活が継続できるような居宅サービス計画書の作成を行う。
- (2) 関係市町村、他の指定居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所及び地域の保健・医療・福祉との連携を行う。
- (3) 事業の実施にあたっては、契約者やその家族に対して懇切丁寧に説明を行い、居宅サービス計画についての理解を得る。

事業の内容

- (1) 契約者の課題分析表（アセスメントシート）の作成
- (2) 居宅サービス計画書の作成
- (3) サービス担当者会議の開催
- (4) 契約者の居宅訪問（モニタリング等）の実施
- (5) 地域包括支援センターより受託した要支援者の介護予防サービス・支援計画書の作成

利用料金・交通費

- (1) 要介護又は要支援の認定を受けられた方
介護保険制度から全額給付されるので自己負担なし
- (2) 介護保険料滞納の方（1か月につき下記料金）
要介護1～2…10,860円 要介護3～5…14,110円
- (3) 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、下記の交通費をいただきます。
料金：通常の事業実施地域を1キロメートル超える毎に100円

営業日・営業時間

毎週月曜日から金曜日まで（12月29日から1月3日までを除く）午前8時30分から午後5時15分

※上記時間以外は☎36-1910から携帯電話に転送され24時間受付可能な体制になっています。

職員の配置

職 種	配置人員	男	女	職 務 の 内 容
1 センター長兼管理者	1 人	0 人	1 人	統括（介護支援専門員兼務）
2 介護支援専門員	3 人	1 人	2 人	ケアプランの作成等

秘密保持

- (1) 事業者及び介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 前項にかかわらず、契約者に係るサービス担当者会議での利用等、正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得たうえで、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

事故発生時及び緊急時の対応

- (1) サービス提供に伴い事故が発生した場合、利用者家族および保険者（市役所）に連絡します。
- (2) サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
- (3) 事業実施中に、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が発生したときは、速やかに利用者家族並びに主治医等に連絡をとるなど、必要な処置を行うとともにあらかじめ届けられた緊急連絡先に連絡します。

相談・要望・苦情等の窓口

サービスに関する相談・要望・苦情やご意見は下記までお申し出ください。

苦情受付担当者、苦情受付責任者及び第三者委員

苦情受付担当者（土曜・日曜・祝日及び年末年始を除く）

介護支援専門員 荒 純 子（月曜日～金曜日／8：30～17：00） ☎36-1910

苦情解決責任者（土曜・日曜・祝日及び年末年始を除く）

相馬市社会福祉協議会 事務局長 山 本 留 美 子（月曜日～金曜日／8：30～17：00） ☎36-5033

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見等をいただいています。

ご契約は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」にも相談することができます。（土曜・日曜・祝日及び年末年始を除く）

*木 下 旬（月曜日～金曜日／10：00～16：00）

*鎌 田 麗 子（月曜日～金曜日／10：00～16：00）

*志 賀 孝 子（月曜日～金曜日／10：00～16：00）

行政機関その他苦情受付機関（土曜・日曜・祝日及び年末年始を除く）

*相馬市役所高齢福祉課介護保険係（月曜日～金曜日／8：30～17：00）

☎37-3065／FAX37-2608

*福島県国民健康保険団体連合会（介護保険課）（月曜日～金曜日／9：00～17：00）

☎024-523-2702／FAX024-528-0989

*福島県社会福祉協議会（運営適正化委員会）（月曜日～金曜日／8：30～17：00）

☎024-523-2943／FAX024-523-4477